

奈良県告示第二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宝池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年四月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	雨森 新治	宇陀市室生向湊三四〇七
〃	大門 正司	〃 〃 三二五〇
〃	曾良 幸雄	〃 〃 四二二五
〃	飯降 信義	〃 〃 四二二〇
〃	吉田 公	〃 室生大野三八九九―二四
〃	新谷 新之助	〃 室生向湊三四七九
〃	出口 和子	〃 〃 四〇九六
〃	角谷 信昭	〃 〃 一四〇八
〃	西山 悦司	〃 〃 三八五五
〃	福井 紀夫	〃 〃 八四一
監事	今西 健一	〃 〃 三四六一
〃	小廣 重男	〃 〃 四〇六五

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	福井 紀夫	宇陀市室生向湊八四一
〃	曾良 和夫	〃 〃 四二四一
〃	大門 正司	〃 〃 三二五〇
〃	飯降 重詞	〃 〃 四二一一
〃	中村 千代子	〃 〃 三四四一
〃	飯降 桂次	〃 〃 三五一九
〃	西山 宗男	〃 〃 三七三〇
〃	吉田 トキ子	〃 〃 三九六五
〃	西山 悦司	〃 〃 三八五五
〃	福井 智	〃 〃 八八〇

〃 監事

雨森 今西
新治 健一

〃 〃

三四〇七 三四六一